

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和4年4月1日現在で実施した「令和4年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,958	歳 41.1	年 18.7
行政職給料表	5,417	42.3	20.3
公安職給料表	3,548	38.5	17.4
教育職給料表(一)	18	54.4	29.0
教育職給料表(二)	4,369	41.2	18.3
教育職給料表(三)	9,998	41.0	18.3
教育職給料表(四)	26	48.8	24.6
研究職給料表	228	44.7	21.7
医療職給料表(一)	19	45.4	21.3
医療職給料表(二)	185	42.6	19.0
医療職給料表(三)	147	44.9	20.3
特定任期付職員給料表	3	61.0	16.3

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.8	% 5.3	% 10.9	%	% 57.6	% 42.4
行政職給料表	100.0	73.5	9.1	17.4		64.9	35.1
公安職給料表	100.0	53.4	3.9	42.7		89.2	10.8
教育職給料表（一）	100.0	94.4	5.6			94.4	5.6
教育職給料表（二）	100.0	93.7	2.9	3.4		53.9	46.1
教育職給料表（三）	100.0	95.9	4.1			44.4	55.6
教育職給料表（四）	100.0	88.5	11.5			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	94.7	3.9	1.3		85.1	14.9
医療職給料表（一）	100.0	100.0				78.9	21.1
医療職給料表（二）	100.0	82.7	16.8	0.5		38.9	61.1
医療職給料表（三）	100.0	51.7	46.9	0.7	0.7	2.7	97.3
特定任期付職員給料表	100.0	66.7		33.3		100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 348,999	円 8,363	円 7,833	円 16,289	円 381,484
行政職給料表	327,272	8,978	8,837	16,561	361,648
公安職給料表	332,282	13,110	8,268	9,030	362,690
教育職給料表（一）	537,183	6,889	16,850	25,144	586,066
教育職給料表（二）	362,314	7,776	7,599	16,062	393,751
教育職給料表（三）	360,394	6,664	7,061	18,147	392,266
教育職給料表（四）	431,119	15,173	7,800	10,315	464,407
研究職給料表	351,813	9,844	7,574	19,577	388,808
医療職給料表（一）	452,853	3,684	80,883	286,711	824,131
医療職給料表（二）	336,146	7,124	8,255	25,630	377,155
医療職給料表（三）	339,726	3,170	9,007	10,090	361,993
特定任期付職員給料表	515,333	-	15,460	10,000	540,793

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 令和4年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 令和4年4月25日から6月17日まで

(イ) 調査対象事業所 令和4年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の840事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 32職種 合計 54職種

(エ) 調査実人員 6,257人（うち、初任給関係職種449人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,054人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は54,055人であり、うち行政職に相当するものは53,196人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	208,383	214,780	204,337	206,067
	短大卒	179,612	183,240	176,722	182,500
	高校卒	170,909	173,601	167,384	173,291
新 卒 事 務 員	大学卒	211,298	212,049	208,927	230,000
	短大卒	181,150	183,240	178,610	182,500
	高校卒	169,533	171,569	168,011	173,000
新 卒 技 術 者	大学卒	206,420	217,781	201,737	201,280
	短大卒	173,532	—	173,532	—
	高校卒	171,760	174,461	166,621	173,356

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	55.5	546,800	546,800	—	—
工 場 長	54.3	715,697	728,637	564,933	798,386
事 務 部 長	53.3	572,090	610,196	549,413	477,627
技 術 部 長	53.8	621,934	735,473	581,233	514,807
事 務 部 次 長	50.2	532,934	687,817	508,574	462,276
技 術 部 次 長	52.3	580,395	775,737	500,508	442,236
事 務 課 長	49.8	480,860	521,739	434,500	417,497
技 術 課 長	49.2	527,124	620,757	456,222	407,938
事 務 課 長 代 理	47.5	445,956	550,774	364,416	329,968
技 術 課 長 代 理	46.1	543,178	578,767	345,079	329,824
事 務 係 長	44.1	357,709	410,508	316,520	329,309
技 術 係 長	45.5	384,769	429,104	335,589	334,040
事 務 主 任	42.2	312,073	369,359	286,314	271,522
技 術 主 任	41.2	337,978	375,832	296,396	303,715
事 務 係 員	38.1	274,485	287,183	270,781	231,180
技 術 係 員	36.0	295,949	316,412	250,977	251,159

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和4年10月6日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

- 月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ
 - ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（852円 0.23%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定
 - ・特別給（現行4.30月分）は、民間のボーナス（4.39月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の165事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
368,044円	367,192円	852円（0.23%）

<ボーナス>

令和3年8月から令和4年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.39月	4.30月	0.09月

(3) 改定等の内容

令和4年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に初任給及び若年層の在職する号給の給料月額を引上げ改定

給料	はねかえり	計
834円	18円	852円 (0.23%)

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は勤勉手当に配分

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後 （4年 度）	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	1.05月	2.00月
	計	2.15月	2.25月	4.40月
改定後 （5年 度以 降）	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
	計	2.20月	2.20月	4.40月

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和4年12月1日から、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人材の育成、人事評価制度の適切な運用、定年の引上げに伴う課題の検討

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、職員の健康管理、ハラスメント防止対策

○ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和4年第5回県議会定例会に提案、令和4年12月15日可決、令和4年12月20日条例第40号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和4年9月30日 人事委員会規則第15号

a 期末手当(第53条)及び勤勉手当(第57条の3)

育児休業法の改正に鑑み、期末手当及び勤勉手当における在職期間等の規定整備

b 施行日

令和4年10月1日

(イ) 令和4年12月27日 人事委員会規則第19号

a 勤勉手当(第57条の5)及び特殊勤務手当(第37条)の規定整備

① 勤勉手当(第57条の5)

令和4年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

② 特殊勤務手当(教育職員手当(主任手当))(第37条)

主任相当職として第37条第4項の表に掲げる各学校区分に「研修主事」を追加する。

手当額	勤務1日につき200円
支給対象者	小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる「研修主事」の職にある指導教諭、教諭
支給対象基準	6学級未満の学校に置かれるものを除く。(既に支給対象となっている「保健主事」や「特別支援教育コーディネーター」と同等の業務量が見込まれるため、同等の基準とする。)

b 施行日

公布の日(令和4年12月27日)

(上記aの①は令和4年12月1日、上記aの②は令和5年4月1日適用)

(ウ) 令和5年4月1日 人事委員会規則第4号

a 勤勉手当(第57条の5)及び組織改正に伴う所要の規定整備

① 勤勉手当(第57条の5)

令和5年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

② 管理職手当(別表第1の3(第24条関係))

<知事>

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	観光国際局長	1種	廃止
	都市公園・交通局長	2種	新設
	文化祭推進事務局長		

	都市公園整備局長		廃止	
	農業技監			
	岐阜県保育士・保育所支援センター長			
	行幸啓企画監	4種	新設	
	設備管理監			
	建築企画監			
	広報県民運動推進監			
	事業推進監			
	全国障害者芸術・文化祭推進監			
	献血運動推進監			
	岐阜県保育士・保育所支援センター長			
	中小企業総合人材確保センター副センター長			
	サテライトオフィス推進監			
	航空宇宙・ドローン産業連携監			
	国際連携推進監			
	新庁舎運用対策監			廃止
	県庁舎開設調整監			
	県庁舎建設管理監			
	国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監			
	成長産業企画監			
航空宇宙産業連携監				
中小企業総合人材確保センター副センター長	6種	廃止		
図書館	総務課長	4種	新設	
	総務課長	6種	廃止	
希望が丘こども医療福祉センター	主任医長	6種	新設	
障がい者総合就労支援センター	副所長	4種	新設	
障がい者職業能力開発校	副校長	4種	新設	
	訓練部長		廃止	
	訓練部長	6種	新設	
家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所の総務課長	4種	新設	
土木事務所	美濃土木事務所の道路調整監	6種	新設	
	下呂土木事務所の道路課長		廃止	
岐阜駅周辺	副所長	4種	新設	

鉄道高架工 事事務所	推進課長	6種	新設
	総務課長		廃止

<教育委員会>

事務局	教員人事管理監	4種	新設
-----	---------	----	----

<警察本部長>

警察署	副署長（多治見警察署）	2種	新設
	副署長（多治見警察署）	4種	廃止

③ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））

令和4年度末の廃校に伴い、「潮見小学校」を表から削除

b 施行日

公布の日（令和5年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 令和4年12月27日 人事委員会規則第20号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正

b 施行日

公布の日（令和4年12月27日）

(イ) 令和5年4月1日 人事委員会規則第7号

a 令和5年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	変更内容
知事	文化祭推進事務局長	8級	新設
	農業技監		廃止
	行幸啓企画監	6級	新設
	設備管理監		
	建築企画監		
	広報県民運動推進監		
	事業推進監		
	全国障害者芸術・文化祭推進監		
	献血運動推進監		
	サテライトオフィス推進監		
	航空宇宙・ドローン産業連携監		
	国際連携企画監		
	新庁舎運用対策監		
	県庁舎開設調整監		

	県庁舎建設管理監		
	国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監		
	成長産業企画監		
	航空宇宙産業連携監		
博物館	副館長	8級	新設
	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）		廃止
	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）	6級	廃止
衛生専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	廃止
	副校長	6級	
障がい者総合就労支援センター	副所長	6級	新設
障がい者職業能力開発校	副校長	6級	新設
畜産研究所	副所長	6級	新設
土木事務所	道路調整監（下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監を除く。）	6級	新設
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）		廃止
	道路調整監（下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監に限る。）	5級	新設
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監を除く。）		廃止
宮川上流河川開発工事事務所	困難な業務を行う課長	5級	新設
	課長		廃止
	課長	4級	新設
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	副所長	6級	新設
	推進課長		廃止
	総務課長		新設
	課長（推進課長を除く。）	5級	新設
課長（総務課長を除く。）	廃止		

建築事務所	課長	6級	新設
	建築課長		廃止
東部広域水道事務所	所長	8級	新設
	困難な業務を行う所長	7級	廃止
	所長	6級	廃止

<教育委員会>

事務局	教員人事管理監	6級	新設
-----	---------	----	----

<警察本部長>

警察本部	調査官	6級	新設
	警察航空隊副隊長	5級	廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

警察本部	警察航空隊副隊長	6級	新設
------	----------	----	----

○医療職給料表（一）級別職務表（別表第1ト）

<知事>

希望が丘こども医療福祉センター	困難な業務を行う整形外科部長	4級	新設
	困難な業務を行う小児科部長		
	困難な業務を行う診療支援部長		
	困難な業務を行う児童発達支援センター長		

b 施行日

公布の日（令和5年4月1日）

(ウ) 令和5年4月1日 人事委員会規則第9号

a 令和6年1月1日付け昇給における所要の規定整備

- ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（令和5年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R4. 7. 22 人委第93号	・警察本部における運転免許課当直を廃止することに伴う宿日直手当の規定整備
不妊治療を受ける配偶者と別居する場合の単身赴任手当の取扱いについて	R4. 8. 3 人委第103号	・一般不妊治療等について、人事委員会規則でやむを得ない事情として規定されている「疾病等の治療等」に該当するものとして取り扱うことを通知
民間企業等からの採用時の給与決定等の柔軟な運用について	R4. 11. 1 事務連絡	・民間企業等から職員を採用する場合は、採用される者の民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することを通知
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R4. 12. 27 人委第201号	・給料表の引上げ改定に伴い給料の調整額（別表第1（第23条関係））を改正

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計		
	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7			
任命権者	知事																			
	27	3				2						1			1				34	
	教委							2	3	33	23									61
警察																				1
警察		1	2		12	8														23
計							2	3	33	23										61
計		29	5		12	8	2					1			1					58

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で192人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表	行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任 知事	48						2	3	3	4	60

命 権 者	教委	115			6	11						132
	警察	1	24									25
計		164	24		6	11		2	3	3	4	217

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の設定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計	
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級		
知事	行政																				
	研究																				
	医(一)																				
	医(二)																				
	医(三)																				
教委	行政	1																1			2
	教(二)																				
	教(三)																				
警察																					
計		1																1			2

(注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。
2 職務の級は、異動後のものである。
3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で101人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	2
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a) は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当の支給の承認

表 4 - 1 2 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	1
--------------------------------	---

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

改正なし

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和4年9月30日 人事委員会規則第15号

a 育児休業法の改正に鑑み、期末手当及び条例附則第三項報酬における在職期間等の規定整備

b 施行日

令和4年10月1日

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

改正なし

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表 4 - 1 3 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	0
(b) 手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	1
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 令和4年7月1日 条例第22号

a 失業者の退職手当の支給内容を拡充する等のための規定整備

b 施行日

令和4年7月1日

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和4年7月1日 人事委員会規則第14号

a 失業者の退職手当の支給内容を拡充する等のための規定整備

b 施行日

令和4年7月1日

7 定年引上げに伴う条例の実施

(1) 条例の改正

令和4年10月12日 条例第33号

職員の定年引上げに伴う所要の規定整備

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

令和5年4月1日 人事委員会規則第13号

a 職員の定年引上げに伴う所要の規定整備

(60歳超で給料月額等7割措置、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る規定整備等)

b 施行日

公布の日(令和5年4月1日)

イ 教育職員給与特例規則の一部改正

令和5年4月1日 人事委員会規則第15号

a 職員の定年引上げに伴う所要の規定整備

b 施行日

公布の日(令和5年4月1日)

ウ 退職手当規則の一部改正

令和5年4月1日 人事委員会規則第14号

a 職員の定年引上げに伴う所要の規定整備

b 施行日

公布の日(令和5年4月1日)

エ 給与条例付則第三十項等の規定による給料に関する規則の制定

令和5年4月1日 人事委員会規則第24号

a 職員の定年引上げに伴い、給与条例付則第三十項等において人事委員会規則で定めるとされている条項について詳細を規定

b 施行日

公布の日(令和5年4月1日)

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-14のとおり改正等を行った。

表4-14 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例付則第28項及び第29項並びに給与条例付則第30項等の規則の運用方針について	R5.4.1 人委第4号	・定年引上げに関する条例の一部改正等に伴い、国を準拠とした所要の規定整備
給与規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R5.4.1 人委第5号	・定年引上げに関する規則の一部改正等に伴い、国を準拠とした所要の規定整備
退職手当条例の運用方針について（通知）の一部改正について	R5.4.1 人委第6号	・定年引上げに関する条例の一部改正等に伴い、国を準拠とした所要の規定整備
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R5.4.1 人委第7号	・定年引上げに関する条例の一部改正等に伴い、国を準拠とした所要の規定整備
給与規則の一部を改正する規則及び「給与規則の運用方針について（通達）の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（通知）	R5.4.1 人委第8号	・定年引上げに関する規則の一部改正及び規則の運用方針の一部改正について、施行にあたっての経過措置を整備

8 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- ・ 宿泊料等の増額調整承認 37件
- ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 4件
- ・ その他 1件